

JAB GR200:2015 第8版(D1)へのパブリックコメント及び処置

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、△: 修正等、× : 不採用)
1	(株)トーマツ審査評価機構	5.6		G	申請が失効となった場合の審査料金について規定があったほうがよいと思われれます。	既存の実稼働分を支払う、等。 なお、もし既に規程がある場合は、参照文書・セクションを明記するのがよいかと思われれます。	× : 申請が失効となった場合の料金規定については、JAB N401(認定に関する料金規定)で定め、GR200にも引用文書としています。料金に関する事項はすべてN401で規定しており、申請が失効になった場合の取り扱いのみを、GR200の該当項で引用するのは、不要と判断します。
2	(株)トーマツ審査評価機構	8.7.2		Q	「協会が指定した期限」とは概ねどの程度を想定されておりますでしょうか(これまでの5稼働日より短くなる見込でしょうか)?		通常は5稼働日を見込んでおり、短くする意図はありません。これまでの運用から、確認書の送付と認定委員会の日程が近い場合は、柔軟に対応することができるよう、規定を見直しております。
3	(株)トーマツ審査評価機構	13. e)		Q	「妥当性確認・検証プログラムに関連する算定規格」とは実際にどのようなものを想定されておりますでしょうか?		付表 1-1 に示す通り、算定規格とは、ISO14064-1 (JIS Q 14064-1), ISO14064-2 (JIS Q 14064-2)を意図しております。
4	一般社団法人 日本能率協会	付表 3 4 . サ ーペイ ランス	項目 3	G	「該当するすべてのクラスタに対する立会い」とありますが、立ち合い対象となる1件のプロジェクトが	左記のように、複数のクラスタに該当するプロジェクトの場合、それら該当するクラスタの立ち合いを実施したとしていただきたく、	× : 複数のクラスタにまたがる案件が出た場合、各分野への関連度等から、どのようにカウントするかを個別に検討します。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、△: 修正等、× : 不採用)
		審査及び更新審査における立会い数			複数のクラスタにまたがっている場合(例えば 1-c エネルギー効率改善プロジェクトの分野で、分野 4 にも該当する場合(クラスタは A と C))、1 件のプロジェクトの立ち合いでクラスタ A と C 両方を実施したという理解で良いことを確認させてください。	ご確認ください。	

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。